

No.	質問内容	回答
1	システムをご提供する際には、必ずその「利用規約」が存在いたします。仕様書要件に関しては全て、対応できるとして提供者における「利用規約」に関してはどの時点でご提示すべきでしょうか。 また、「利用規約」に関するご指摘はございますでしょうか。	本業務の調達について価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とし、契約締結に当たっては落札者と契約に係る協議を行います。 そのため、利用規約のご提出は契約締結時を想定しております。なお、利用規約について仕様書要件を満たしている場合、任意様式で構いません。
2	データセキュリティとコンプライアンス要件として、GDPRやISO 27001などの具体的な規制や標準に準拠する必要はございますでしょうか？	本件についてはチャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務仕様書のうち8（1）のとおりです。
3	システムの運用において、特定のリージョンやデータセンターの利用に関する制約や要件があればご教示願います。	本件についてはチャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務仕様書のうち3（7）のとおりです。
4	システムにおいて、自然言語処理を活用した高度な質問解析能力が求められておりますが、特にキーワードの不一致や文脈理解に関する具体的な要件はございますでしょうか？	チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務仕様書のうち8（3）のとおり、提案の中で考慮いただきますようお願いいたします。
5	実証実験の対象領域として障害福祉サービス分野が指定されておりますが、この分野内で特に優先的に対応が求められる業務や、過去に問題となった業務プロセスがございましたらご教示願います。	本市における障害福祉サービスに係る業務については、企画書作成要領のうち「5 本市の状況に関する事項」のとおりです。 本件のような問い合わせ内容毎の具体的な件数などについては、現時点で把握していないことからお答えすることができません。
6	AIシステムのスケーラビリティについて、特に重要視されるパフォーマンス基準や拡張性に関する要件はございますでしょうか？	スケーラビリティとは一般的に、利用者や仕事の増大に適應できる能力、度合いのことを指します。 本業務に係る必要な要件についてはチャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務仕様書のとおりです。 なお、パフォーマンス基準や拡張性については提案の中で考慮いただきますようお願いいたします。
7	ユーザーインターフェース（UI）に関して、特に市職員からの要望やフィードバックに基づいて改善が求められている点はございますでしょうか？	本件については、チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務仕様書のうち8（2）のとおりです。 なお、提案に当たっては企画書作成要領のうち「5 本市の状況に関する事項」を参考にしてください。
8	AIシステム導入による費用対効果の具体的な目標や期待されるリターンについてご教示願います。	本実証実験の目的については、問い合わせ対応を自動化することで庁内職員の業務効率化の実現可能性について検証するものです。 本件のような実証実験に係る具体的な費用対効果については、システム導入費などに左右されることから、現時点で明確にお答えすることができません。
9	文教関連（大学）の受託実績は、実績対象となりますでしょうか？	問い合わせ対象については、入札説明書の5（2）のとおり仕様書に関する内容としております。 そのため、本件のような落札者決定基準に関する内容についてはお答えすることができません。

10	6 月中に代表取締役社長が代わり、新社長名の登記簿謄本は7 月中旬頃に取得を予定しています。この場合、本件関連書類は新社長名でご提出させていただいて問題ございませんでしょうか。なお札幌市競争入札参加資格については登記簿謄本ができ次第変更手続きを実施する予定です。	既に入札参加資格の登録済みであって代表取締役社長が別の者に変更になる場合については、登記簿謄本などの必要書類を添付の上、変更の届出が必要です。また、参加資格の登録内容の変更は、変更の届出を行った時点で確定します。 そのため、本件のような場合について、当課に入札書等を提出する際は、上記変更の確定日以降を新代表、確定日の前日までは旧代表の名前で提出することになります。
11	「ヒアリングには業務責任者、副業務責任者各1 名が出席すること。」と記載ありますが、出席者の内1 名を再委託先事業者の責任者または副責任者の出席は可能でしょうか。またオンラインにて参加させていただくことは可能でしょうか。	企画書ヒアリングの出席者2 名のうち1 名については、再委託先の事業者の責任者又は副責任者の出席を認めます。 また、今回のヒアリング審査の出席者は2 名までとしており、最低1 名は会場に直接お越しいただいた上で、その他の1 名はビデオ通話等を用いたリモート出席を認めます。
12	ヒアリング当日は業務責任者、副業務責任者の他にオンラインにて参加及び発言をすることは可能でしょうか。	その場合、機器の設置及び撤収時間は企画書ヒアリングの時間内に行うようにしてください。また、リモート出席のためのパソコンやインターネット利用環境、マイク、スピーカー等は各自で用意することとし、リモート出席者との意思の疎通に遅延等の障害が生じないように配慮してください。
13	ヒアリング当日のデモンストレーション実施は必須でしょうか。	企画書ヒアリングのデモンストレーションの実施については、各業者様のご意向にお任せします。
14	キックオフミーティングは現地で実施を想定でしょうか。またTeams 会議等のオンライン参加も可能でしょうか。	キックオフミーティングの実施方法については、対面に限らず、オンライン会議でも構いません。